

# 定 款

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目3番地  
幕張テクノガーデン  
株式会社ウェザーニューズ

# 定 款

## 第1章 総 則

### 【商 号】

第1条 当社は、株式会社ウェザーニューズと称し、英文では WEATHERNEWS INC.と表示する。

### 【目 的】

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 全世界の気象・海象・水象・地象の観測・データ収集・解析・予報およびその提供、ならびにこれら原材料を活用した対応策コンテンツの企画・制作・販売業務
- (2) 気象・海象・水象・地象の観測・データ・予報を軸として、船舶の配船や運航、油井掘削、原油採掘、海洋土木、構築物の海上輸送、漁業などの海洋に関わる活動を安全・効率的・計画的に行うための対応策コンテンツの企画・制作・販売業務
- (3) 気象・海象・水象・地象の観測・データ・予報を軸として、航空機の運航などの空に関わる活動を安全・効率的・計画的に行うための対応策コンテンツの企画・制作・販売業務
- (4) 気象・海象・水象・地象の観測・データ・予報を軸として、道路・鉄道・電力・ガス・通信等のインフラの運営・管理・保守、ダム・河川の管理、国や自治体の防災業務、貨物自動車の運行、工場の操業、建設土木工事の操業、農業、ビルの管理、テーマパークの運営、イベント興行などの陸上にて行われる活動を安全・効率的・計画的に行うための対応策コンテンツの企画・制作・販売業務
- (5) 気象の観測・データ・予報を活用した、商品企画・仕入・販売・在庫計画等に係る意志決定を支援する対応策コンテンツの企画・制作・販売業務
- (6) 気象・海象・水象・地象の観測データ、長期にわたり蓄積された観測データのデータベース、研究者から集めた長期気象予報に関する見解等のコンテンツの配信・販売業務
- (7) 気象・海象・水象・地象を軸とする個人向けコンテンツの企画・制作・販売業務および、それらのコンテンツの放送事業者・新聞業者・出版業者等への配信業務ならびに個人向け広告事業
- (8) 有料会員を対象とした、気象・海象・水象・地象を軸とする、双方向性コンテンツの情報共有化システムの運営、会員のコンテンツ発表機会の提供、コンテンツ作成への会員参加機会の提供、集会施設の利用権の提供、セミナーや講演会への参加機会の提供
- (9) 放送法に基づく一般放送事業
- (10) 電気工事業および電気通信工事業
- (11) 前1号から 10 号に関連する調査・研究・コンサルティング業務、人材派遣事業、広告事業、損害保険代理業、少額短期保険代理業、損害保険業および少額短期保険業
- (12) コンピューターハードウェア・コンピューター周辺機器・放送用電子機器・気象用観測機器の開発・製造・販売・賃貸、コンピュータソフトウェアの開発・販売、およびこれらに関連する教育・訓練業務
- (13) 不動産賃貸業
- (14) 前各号に付帯する一切の業務

### 【本店の所在地】

第3条 当社は、本店を千葉県千葉市美浜区に置く。

### 【機 関】

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

### 【公告方法】

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。

ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

## 第2章 株式

### 【発行可能株式総数】

第6条 当社の発行可能株式総数は、47,000,000株とする。

### 【単元株式数】

第7条 当社の単元株式数は、100株とする。

### 【自己の株式の取得】

第8条 当社は、取締役会の決議をもって自己の株式を市場取引等により取得することができる。

### 【単元未満株式についての権利】

第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (3) 次条に定める請求をする権利

### 【単元未満株式の買増し】

第10条 当社の単元未満株式を有する株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すこと(以下「買増し」という。)を請求することができる。

### 【株主名簿管理人】

第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

2. 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。

### 【株式の取扱いに関する規程】

第12条 当社の株式に関する事項は、本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

## 第3章 株主総会

### 【招集】

第13条 当社の定時株主総会は、毎年8月に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。

### 【定時株主総会の基準日】

第14条 前条の定時株主総会において権利を行使すべき株主は、毎年5月31日の最終の株主名簿に記載または記録の議決権を有する株主とする。

### 【招集権者および議長】

第15条 株主総会は取締役会長または取締役社長が招集し、議長は取締役会長または取締役社長がこれに当たる。取締役会長および取締役社長に事故があるときはあらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。

### 【電子提供措置等】

第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。

2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

#### 【決議の方法】

- 第17条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

#### 【議決権の代理行使】

- 第18条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。
2. 株主または代理人は、株主総会ごとに、代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

#### 【議事録】

- 第19条 株主総会の議事の経過の要領およびその結果並びにその他の法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、10年間本店に備え置き、その写しを5年間支店に備え置く。

### 第4章 取締役および取締役会

#### 【取締役会および取締役の員数】

- 第20条 当社は、15名以内の取締役および取締役会を置く。

#### 【選任方法】

- 第21条 取締役を選任する株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
2. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

#### 【任期】

- 第22条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

#### 【取締役会の招集権者および議長】

- 第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、取締役会で選定された取締役が議長となる。
2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集する。
  3. 第1項における取締役会で選定された議長である取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が議長となる。

#### 【取締役会の招集通知】

- 第24条 取締役会の招集通知は各取締役および各監査役に対して会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

#### 【代表取締役および役付取締役】

- 第25条 当社は、取締役会の決議により、取締役の中より取締役社長1名を、必要に応じて取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役若干名を置くことができるものとする。
2. 当社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。

#### 【取締役会の決議】

- 第26条 取締役会の決議は、議決に加わることのできる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって決する。

#### 【取締役会の決議の省略】

- 第27条 当社は、議決に加わることのできる取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。

#### 【議事録】

第 28 条 取締役会の議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令の定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役が記名押印または電子署名を行い、10 年間本店に備え置く。

#### 【報酬等】

第 29 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。

#### 【取締役の責任免除】

第 30 条 当会社は、取締役会の決議によって、法令の定める限度において、取締役(取締役であった者を含む。)の責任を免除することができる。当会社は、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間で、法令の定める限度まで、当該取締役の責任を限定する契約を締結することができる。

#### 【顧問】

第 31 条 取締役会は、その決議をもって顧問若干名を選任することができる。顧問は、当会社の業務に関し、社長の諮問に応じるものとする。

#### 【取締役会規程】

第 32 条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

## 第5章 監査役および監査役会

#### 【監査役会および監査役の員数】

第 33 条 当会社は、4名以内の監査役および監査役会を置く。

#### 【選任方法】

第 34 条 監査役を選任する株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

2. 当会社は、会社法第329条第3項の規定により、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。
3. 前項の補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

#### 【任期】

第 35 条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。ただし、前条第2項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができない。

#### 【常勤の監査役】

第 36 条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

#### 【監査役会の招集通知】

第 37 条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

#### 【監査役会の決議方法】

第 38 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数をもってこれを行う。

**【議事録】**

第 39 条 監査役会の議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査役が記名押印または電子署名を行い、10 年間本店に備え置く。

**【報酬等】**

第 40 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議をもってこれを定める。

**【監査役の実任免除】**

第 41 条 当社は、取締役会の決議によって、法令の定める限度において、監査役(監査役であった者を含む。)の責任を免除することができる。当社は、監査役との間で、法令の定める限度まで、当該監査役の責任を限定する契約を締結することができる。

**【監査役会規程】**

第 42 条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

## 第6章 会計監査人

**【会計監査人の選任】**

第 43 条 当社は、会計監査人を置くものとする。

## 第7章 計 算

**【事業年度】**

第 44 条 当社の事業年度は、毎年6月1日から翌年5月 31 日までの1年とする。

**【剰余金の配当の基準日】**

第 45 条 当社は、株主総会の決議によって、毎年 5 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当をする。

**【中間配当金】**

第 46 条 当社は、取締役会の決議によって、毎年 11 月 30 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第 454 条第 5 項に定める剰余金の配当をすることができる。

**【配当金の除斥期間】**

第 47 条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

施行	昭和 61 年 6 月 10 日
改訂	昭和 61 年 8 月 1 日
	昭和 61 年 9 月 3 日
	昭和 62 年 12 月 15 日
	昭和 63 年 2 月 1 日
	平成 4 年 7 月 28 日
	平成 6 年 7 月 28 日
	平成 7 年 8 月 29 日
	平成 8 年 8 月 29 日
	平成 9 年 8 月 28 日
	平成 10 年 8 月 28 日
	平成 11 年 12 月 22 日
	平成 12 年 8 月 25 日
	平成 13 年 8 月 29 日
	平成 14 年 8 月 25 日
	平成 15 年 8 月 24 日
	平成 16 年 8 月 21 日
	平成 17 年 8 月 21 日
	平成 18 年 8 月 20 日
	平成 21 年 8 月 16 日
	平成 22 年 8 月 15 日
	平成 23 年 8 月 7 日
	平成 25 年 8 月 11 日
	平成 27 年 8 月 8 日
	平成 29 年 8 月 11 日
	平成 30 年 8 月 11 日
	令和 2 年 8 月 15 日
	令和 4 年 8 月 11 日